

1 平成 29 年度の児童相談所状況について

<全体状況>

児童相談所は児童福祉法第 12 条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に 5 か所設置されています。

表 1 は、県所管の児童人口（18 才未満）と「相談受付件数」（テレホン相談を除く）の 3 年間の推移です。併せて受付けた相談の主な内訳である「養護相談」（虐待以外）、「虐待相談」、「障害相談」、「非行相談」、「育成相談」の件数について 3 年間の推移を表したものです。

（表 1）児童人口、相談受付数と主な内訳

年度	所管児童人口*	相談受付数	養護相談 (虐待以外)	虐待 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談
27	436,669	8,442	613	3,135	3,627	152	662
28	430,550	8,702	620	3,514	3,553	142	661
29	426,232	9,454	735	4,190	3,441	157	740

(*所管児童人口は神奈川県年齢別人口統計調査より)

所管の児童人口は依然減少傾向にありますが、「相談受付数」は増え続けています。とりわけ「虐待相談」の増加傾向は顕著で、毎年最多件数を更新する状況が続いています。前年度との比較では 19.2%の増加（676 件増）で、4,190 件に達しました。さらに「育成相談」（12.6%増）と、「非行相談」（10.6%増）も増加に転じています。

<児童相談所のあり方検討>

厚生労働省が平成 28 年 4 月に打ち出した児童相談所強化プランには、児童相談所の体制及び専門性の強化策が示されています。平成 31 年度までの計画として、児童福祉司の配置基準を人口 4 万人に 1 人とすること、あわせて児童心理司、保健師の増員についても数値目標が提示されました。また、平成 29 年度にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、社会的養護は里親による家庭養護を基本とすることが示され、里親、児童福祉施設、そして児童相談所も役割、機能について大きく見直すことが求められています。

（表 2）主な専門職配置数の推移（人）

年度	児童福祉司	児童相談員	児童心理司	児童指導員 保育士	保健師	備 考
26 年度	58	18	33	41	5	警察官（併任）の配置
27 年度	70	17	33	41	5	
28 年度	70	17	33	41	5	
29 年度	86	17	33	41	5	弁護士（非常勤）の配置

本県では、段階的な児童福祉司の増員や新たな専門職の配置などにより児童相談所の体制強化に努めてきました（表 2）。平成 29 年度には児童相談所のあり方検討プロジェクトチームを設置し、児童相談所に求められる役割と目指すべき方向について検討を重ねてきました。10 年後を見通したなかでの検討でしたが、昨今の社会情勢の変化には目まぐるしいものがあります。児童相談所に与えられた子どもの権利擁護の砦であるという普遍的な役割のもと、最善の利益を具現化すべく取り組んでいきます。